

学校評価の手引き

[改訂]

家庭・地域とともによりよい学校づくりを目指して

平成20年7月

石川県教育委員会

はじめに

学校評価は、学校の教育活動や学校運営の成果を検証し、改善を図るとともに、保護者や地域の人々に対する説明責任を果たし、信頼に応える学校づくりを進めていくために重要な取組です。

本県では、平成17年1月に「学校評価の手引き」を作成し、平成17年度からすべての県立学校において学校評価を実施してきました。各学校では、学校評価を活用しながら、教育目標の実現に向けた組織的・継続的な取組が進められているところです。

こうした中、平成19年6月に学校教育法、同年10月に学校教育法施行規則が改正され、自己評価・学校関係者評価の実施とその結果の公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられました。

このことを受けて、石川県教育委員会は、平成20年3月に石川県立学校管理規則の一部改正を行い、学校関係者評価に係る規定を新設するとともに、すべての県立学校において学校関係者評価を実施し、その評価結果を公表することとしました。

そこでこのたび、学校関係者評価を含めた学校評価システムを推進し、さらなる充実を図るために、「学校評価の手引き」を改訂しました。

各学校においては、文部科学省の「学校評価ガイドライン」（平成20年1月）と併せてこの冊子を活用し、それぞれの学校の状況に応じた学校評価システムを確立するとともに、家庭や地域との連携協力を深めながら、よりよい学校づくりを推進していただくようお願いします。

平成20年7月

石川県教育委員会教育長 中西 吉明

目 次

○ はじめに

I 学校評価の基本的な考え方

- | | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 学校改革と学校教育への期待 | 2 |
| 2 | 学校評価の目的 | 2 |
| 3 | 学校評価の実施手法と位置づけ | 3 |

II 学校評価システムの構築

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 学校評価システム | 4 |
| 2 | 学校評価の体制づくり | 6 |
| 3 | 学校評価実施スケジュール | 7 |

III 学校評価の進め方

- | | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 学校経営計画の作成 | 8 |
| | (1) 目標の明確化・具体化 | |
| 2 | 自己評価計画の作成 | 9 |
| | (1) 評価の対象 | |
| | (2) 「評価の観点」の設定 | |
| | (3) 「達成基準」の設定 | |
| | (4) 「判定基準」の設定 | |
| 3 | 評価に必要な情報・資料の収集 | 13 |
| | (1) 継続的な情報・資料の収集と整理 | |
| | (2) 外部アンケート等の活用 | |
| 4 | 自己評価結果の分析と改善 | 16 |
| | (1) 自己評価結果の分析 | |
| | (2) 改善策の検討 | |
| 5 | 学校関係者評価の実施 | 17 |
| | (1) 学校関係者評価の趣旨 | |
| | (2) 学校関係者評価委員会 | |
| | (3) 学校関係者評価の実施 | |
| 6 | 評価結果の公表と報告 | 19 |
| | (1) 評価結果の公表と説明 | |
| | (2) 評価結果の設置者への報告 | |

○ 資料編 21-34

I 学校評価の基本的な考え方

1 学校改革と学校教育への期待

21世紀は、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知的基盤社会」の時代であると言われていています。急速に変化する時代の中で、次代を託す子どもたちの教育に大きな関心と期待が寄せられており、これに応えるべく、学校教育においては様々な改革が進められています。

学校は社会の中にあって一つのまとまりを持ち、独自の活動を営むと同時に、その活動の在りようが学校を取りまく地域社会によって絶えず吟味されている組織です。学校は本来的にこうした「自律性」「地域性」という性格を持つものです。

これからの教育では、時代を超えて変わらない価値あるものを子どもたちに身に付けさせるとともに、時代や社会の要請に応え、さらに、子どもたち一人一人の個性や能力、興味・関心、進路希望などに応じて、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっています。

このため、学校は、子どもたちや学校の実態に即し、また、地域の特色を十分に生かして、保護者や地域の人々、産業界の人々などと連携して、その学校固有の教育活動を展開していくことについて、学校という組織を挙げて取り組まなければなりません。

学校はそれぞれ、主体性・創造性を発揮し、教科等の学習活動や学校行事等の特別活動を通じて、様々な特色ある取組を展開していくこととなります。それらがどのような全体目標のもとでの取組であり、いかなる成果を挙げているのかについて、明確に説明できる学校であること、また、ともに子どもたちを育てるという視点から、地域に基盤を置いた信頼される学校であることが強く期待されています。こうした学校への期待に自覚的に応えていくための一つの仕組みが、学校評価です。

2 学校評価の目的

学校評価は、組織としての学校がどのように機能しているか、つまり、どのような目標・計画・実施により、どのような成果を挙げたか、また、課題を解決するためにどのような改善が必要であるのかなどを明らかにするものです。

さらに、学校における一連の教育活動やその評価結果について保護者や地域社会の人々等に説明して、様々な意見を聴取することにより、開かれた学校づくりを着実に推進し、学校改善に向けての組織的・継続的な取組につなげていこうとするものです。

本県では、学校が教育活動を展開するに当たって、幼稚園教育要領や学習指導要領に則り、子どもたちの実態や学校・地域社会等の実態を踏まえ、現行の教育目標を吟味するとともに、中・長期的目標や当該年度の重点目標を設定し、その具現化のための方策（計画）を策定することとしています。

その際、校長のリーダーシップの下、学校という組織を挙げて、諸活動が計画どおり進行しているか、さらにはそれが所期の目標に到達しているかなどを丁寧に点検・評価しながら、改善を図り、継続的に目標の実現を追求していくという、「目標管理型学校経営システム」の考え方を導入しています。

3 学校評価の実施手法と位置づけ

学校評価の実施手法については、文部科学省のガイドラインを踏まえて、以下の3つの形態に整理します。

自己評価

学校の教職員が行う評価（外部アンケート等を活用）

自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものです。

なお、本県では、児童生徒や保護者、地域の人々に対するアンケート等をこれまで外部評価と位置づけてきましたが、これらは学校の自己評価に必要な情報収集の一環ととらえ、「外部アンケート等」として、自己評価に生かすものとします。

学校関係者評価

学校関係者が自己評価の結果について行う評価

学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域の人々など、学校にかかわりのある方により構成された評価委員会が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、学校が行った自己評価の結果について評価することを基本として行うものです。

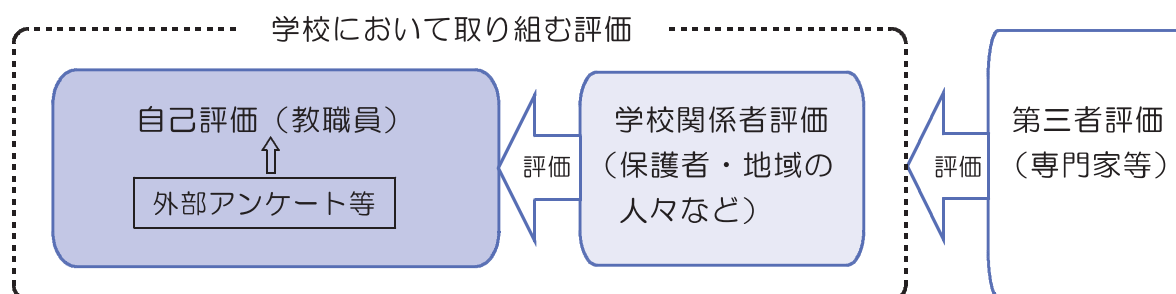
学校関係者評価を行うことで、自己評価の客観性・透明性が高められるとともに、学校・家庭・地域の共通理解と連携協力が促され、学校改善につながります。

第三者評価

学校と直接関係を持たない専門家等による評価

第三者評価は、その学校に直接かかわりを持たない専門家等が、自己評価及び学校関係者評価の結果等も資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的（第三者的）立場から評価を行うものです。

これら3つの評価の関係について、それぞれの評価対象という視点からとらえると、次のようになります。



※ この「学校評価の手引き」は、学校において取り組む自己評価及び学校関係者評価に関するものであり、第三者評価を活用した学校評価の在り方については、今後さらに文部科学省において検討を深めることとしています。

Ⅱ 学校評価システムの構築

1 学校評価システム

学校評価システムは、「目標管理型学校経営システム」と表裏一体の関係にあり、学校の経営計画の立案、実施、成果と課題の整理、さらには改善への取組を側面から支えるものです。

このため、教育活動等の学校経営の計画立案の当初から、評価計画も併せて立案し、「経営計画・評価計画（Plan）－実践・実行（Do）－学校評価（Check）－改善（Action）」という流れを位置づけることが大切です。

Plan 1 経営計画の立案

子どもたちや学校、地域社会の実態等を把握し、良い点をさらに伸ばすとともに、課題を解決するための中・長期的目標を描くことから始めます。この中・長期的目標を踏まえ、当該年度の1年間で、教育課程の編成や学習指導、生徒指導、進路指導、学校運営等について、どこまで到達させるかという具体的な目標と計画を設定します。

Plan 2 評価計画の立案

経営計画の策定と同時に、その実施状況を評価する項目や観点、評価の基準等を設定します。また、全教職員の共通理解を図り、学校全体の協働体制を確立するとともに、児童生徒や保護者等へも説明を行い、理解と協力を得ることが大切です。

Do 実践・実行

教師個人としてはもとより、学校という組織を挙げて到達目標にせまるようにし、一層の効果が表れるよう取り組むことが重要です。

Check 1 自己評価の実施

重点目標の達成に向けて、具体的方策（計画）がどの程度実施されたかを、自己評価により検証します。児童生徒による授業評価や保護者、地域の人々に対するアンケート等（外部アンケート等）を活用して、学校の教職員が行います。

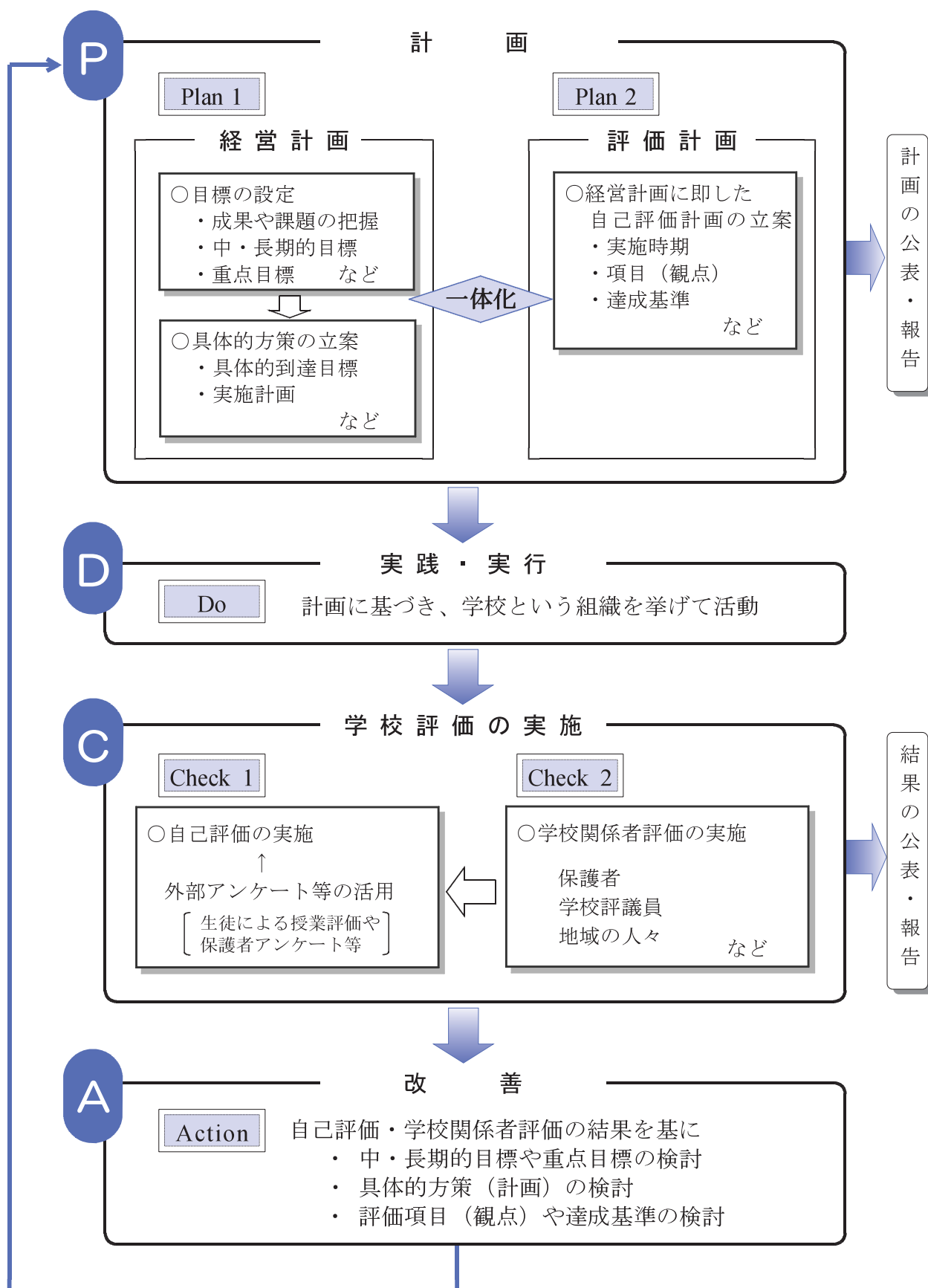
Check 2 学校関係者評価の実施

保護者、学校評議員、地域の人々等により構成された学校関係者評価委員会が、学校の自己評価の結果や今後の改善策等について評価を行います。評価の過程で情報提供、意見交換などを十分に行うことが、開かれた学校づくり、信頼される学校づくりにつながっていきます。

Action 改善

評価結果については、学校評価委員会を中心にして速やかに集計・分析を実施し、改善策を検討します。必要な情報は児童生徒や保護者等にも公表し、改善に向けての意見を求めるとともに、学校関係者評価の結果も踏まえて、次の目標や計画を設定していきます。

《 P D C A サイクルに基づいた学校評価システム 》



よりよい学校づくり

2 学校評価の体制づくり

教職員の共通理解

- ◇ 学校評価を実施するに当たっては、職員会議や校内研修会等を通じて、目指す学校像や当該年度の重点目標、具体的取組、評価項目(観点)、評価の実施方法など、学校経営計画及び自己評価計画の内容について十分に共通理解をし、協力して教育活動を行うことが重要です。

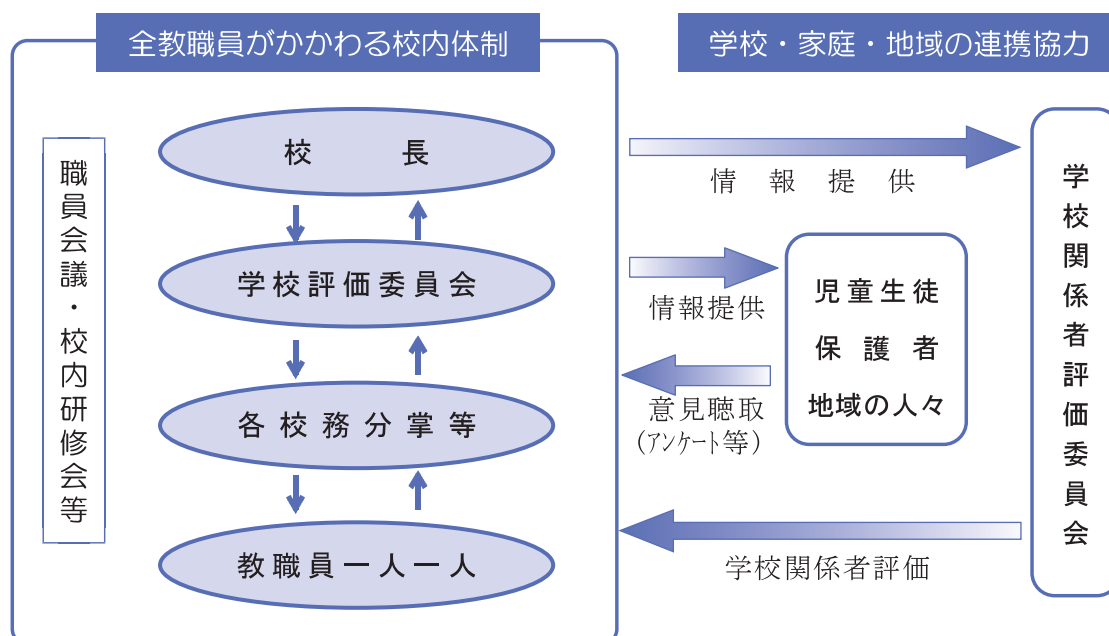
学校評価委員会の設置

- ◇ 学校評価を円滑に実施するために、校務分掌上において学校評価を担当する組織を置く必要があります。校務運営委員会等の既存の校内組織を活用したり、あるいは新たに「学校評価委員会」を設置するなど、学校の規模や実態に応じた組織づくりが考えられます。既存の校内組織を活用する場合は、学校評価について検討する時間を十分に確保することが大切です。
- ◇ 学校評価委員会は、評価システムを運用するための中心的な機関であり、各校務分掌と連携しながら、以下のような活動を行うことが考えられます。
- ① 学校評価実施スケジュールの作成
 - ② 学校経営計画に即した自己評価計画の立案
 - ③ 自己評価に必要なデータの収集(外部アンケート等の検討・実施を含む)
 - ④ 自己評価の実施と結果の集約及び分析、改善策のとりまとめ
 - ⑤ 評価結果の公表・説明(学校関係者評価委員会への説明を含む)

保護者や地域と連携した体制づくり

- ◇ 外部アンケート等による意見の聴取や学校関係者評価を通して、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深め、相互に連携することで、よりよい学校づくりに向けた協力体制をつくります。

《 評価体制の例 》

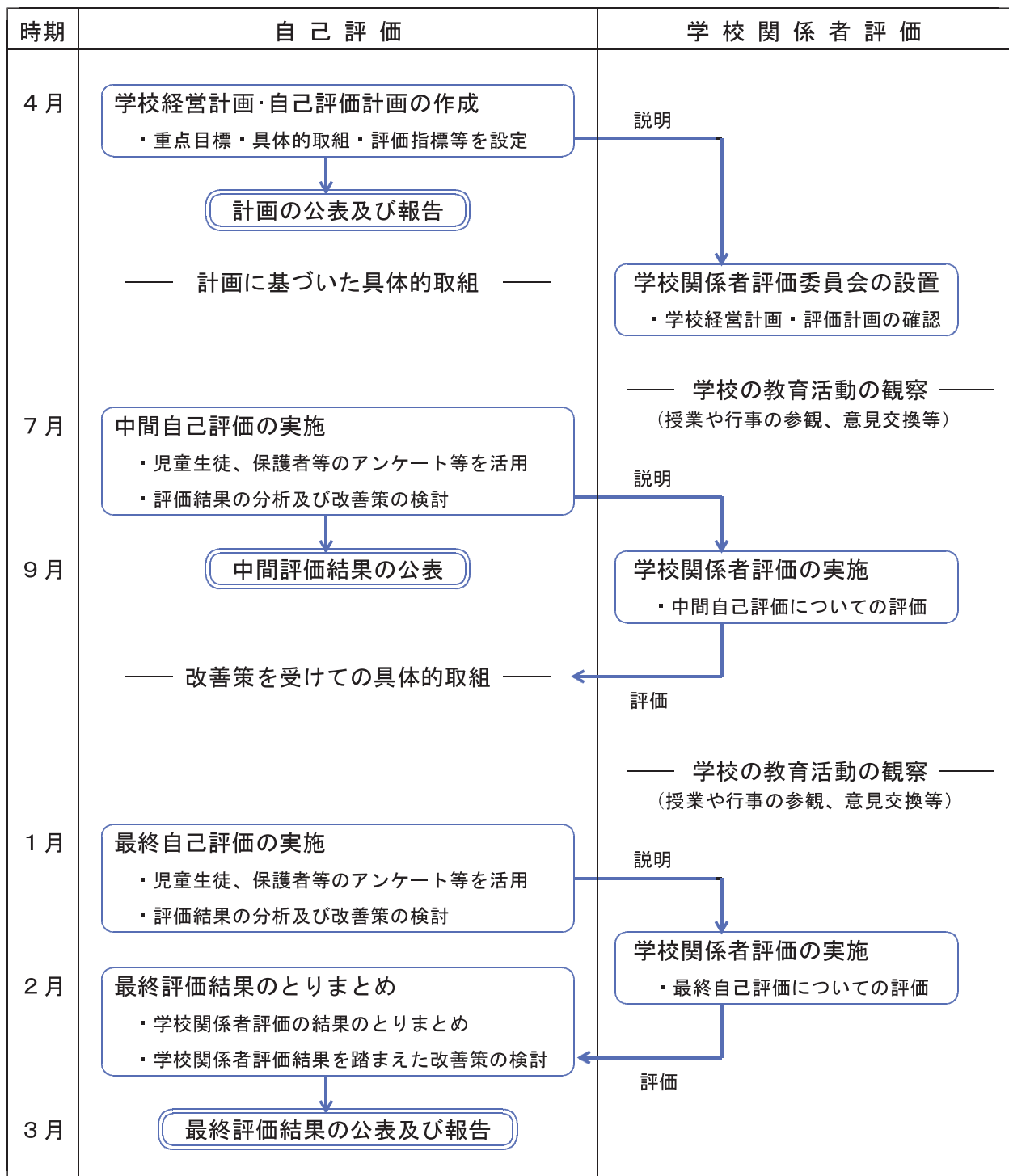


3 学校評価実施スケジュール

年間の実施スケジュールを作成する際には、自己評価と学校関係者評価のつながりに留意し、評価結果を教育活動や学校運営の改善に生かすことができるよう工夫します。

行事終了後など適切な時期での点検・評価に加え、年間を通して継続的に行われる教育活動に対しては、上半期を終了した時期に中間的な評価を行い、その結果及び分析を下半期の学校の教育活動に生かすこと、また、学年末には当該年度の最終的な評価を行うことなど、計画的、機動的に実施することが大切です。

《 学校評価実施スケジュールの例 》



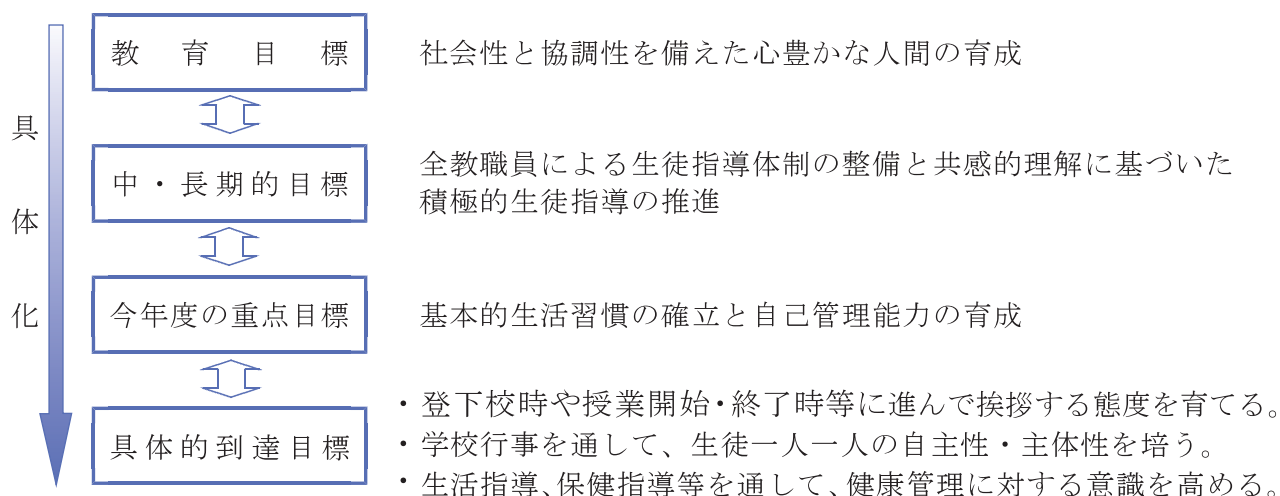
Ⅲ 学校評価の進め方

1 学校経営計画の作成

(1) 目標の明確化・具体化

- ◇ 学校が、教育活動その他の学校運営について、P D C Aサイクルに基づき継続的に改善していくためには、目標を明確にかつ具体的に設定することが重要です。
- ◇ 各学校が設定している教育目標は、学校経営を通じて目指す理想の姿を示すものであり、普遍的・抽象的な内容であることが多いため、この教育目標の実現を目指す上で、より具体的な目標や計画を設定することが必要となります。
- ◇ 目標設定に際しては、まず、児童生徒や教職員の現状、施設設備の状況等を把握するとともに、保護者や地域の実態、学校への要望などを把握します。現状の把握が不十分であると、そのあとの目標設定や取組が妥当なものかどうか判断しにくくなるので、前年度の評価結果等からこれまでの取組の成果や課題を洗い出し、できるだけ客観的に現状を分析しておくことが重要です。
- ◇ そして、それらの現状分析を基に、学校として、どのような特色を伸ばしていくのか、どのような課題を解決していこうとしているのかを明確にしつつ、次のような手順で目標設定を行っていきます。
 - ① 教育目標を踏まえ、どのような児童生徒の育成を図るのか。 (中・長期的目標)
 - ② ①を実現させるため、どのような学校経営を目指すのか。 (中・長期的目標)
 - ③ 今年度は、①や②の実現に向けて、何に重点的に取り組むのか。 (重点目標)
- ◇ 重点目標は、学校運営の全分野にわたって網羅的に設定するのではなく、中・長期的目標を段階的に達成するために、今年度特に力を入れて取り組む事柄に絞り込み、全教職員がそれを意識して取り組むことができるようにします。
- ◇ 重点目標の次の段階として、「その目標を達成するために、学校としてどのような取組を行うか」という具体的方策を立案します。一つの重点目標について、学校が組織を挙げて取り組めるように、いくつかの具体的な到達目標を設定し、それに対して実施計画を立案するというように順次具体化していくことになります。

《 目標設定の例 》



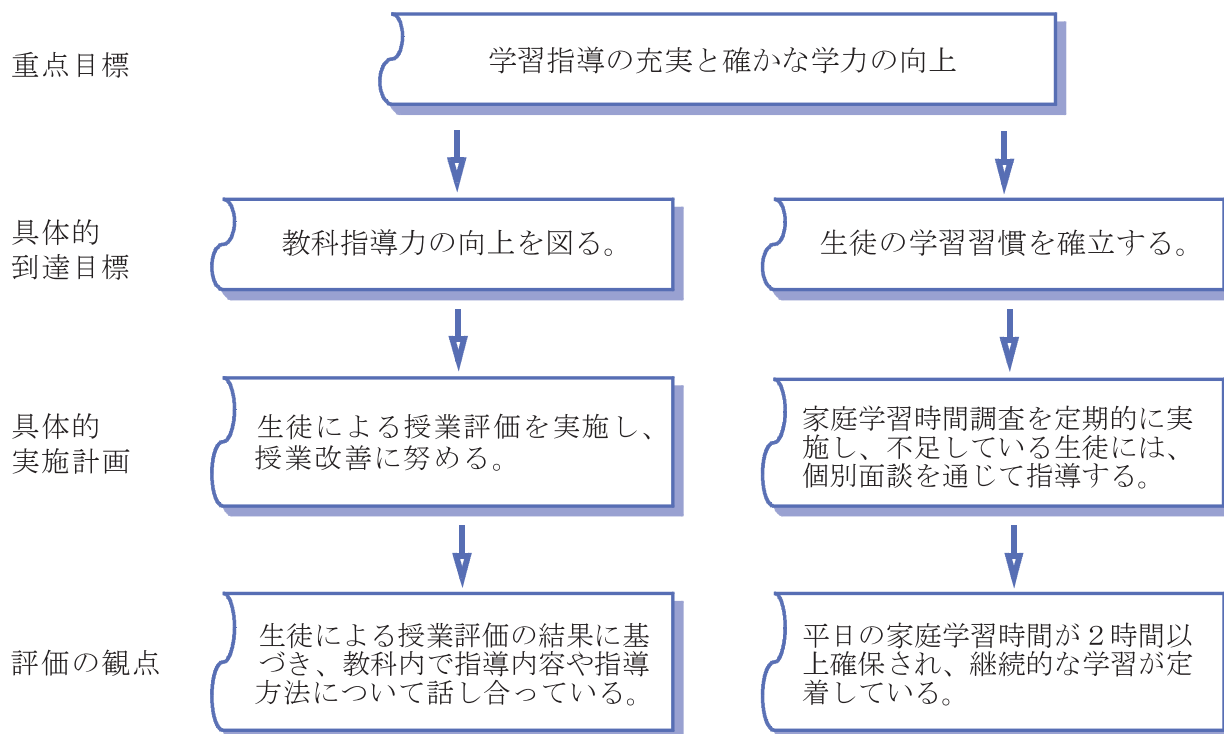
2 自己評価計画の作成

(1) 評価の対象

- ◇ 自己評価は、重点目標の達成に向けて、具体的方策がどの程度実施されたかを検証するものです。従って、具体的方策を立案する段階で、評価の観点・達成基準等の評価計画の検討も同時に進めます。
- ◇ 評価の対象は、中・長期的目標を踏まえ、当該年度に重点的に取り組むこととした内容に関して絞り込むことが大切であり、必ずしも教育活動や学校運営全般についてそのすべてを評価する必要はありません。
- ◇ 長期に継続的に取り組む内容については、毎年評価を実施することで、学校の改善の様子を見ることができます。

(2) 「評価の観点」の設定

- ◇ 「評価の観点」は、具体的方策の実施状況について、どんな角度から評価するかを示したものです。具体的到達目標、実施計画に即して設定することによって、取り組んできた活動の成果や課題を明らかにし、具体的な改善策・向上策につなげていきます。
- ◇ 次の例は、重点目標から具体的到達目標、実施計画、評価の観点へと展開していく場合を表しています。目標や実施計画を明確にすることによって、評価の観点も明確なものにすることができます。



- ◇ 評価の観点は、具体的な表現で、簡潔にわかりやすく表現し、評価者によってとらえ方が異ならないように設定します。また、保護者や地域の人々、学校関係者評価の評価者にも理解できるように、用語や内容に配慮します。
- ◇ 数値目標化できる評価の観点をできるだけ多く取り入れておくことによって、評価の客観性・信頼性が高まります。

《 評価の観点の例 》

- ・学校の目指す生徒像の実現のため、学校全体で十分な取組を行っている。



「目指す生徒像」という表現は、評価者によってとらえ方が異なる。

【わかりやすい例】

- ・生徒の基本的な生活習慣の確立に学校全体で取り組み、遅刻・早退等が減少している。(数値目標化可能)

- ・教科間の連携が図られている。



どのような連携か明確でない。

【わかりやすい例】

- ・授業内容の関連について、教科間で互いに情報交換が行われ、授業を展開する上で役立っている。

- ・生徒は自らの健康に関心を持ち、健康管理に努めている。



どのような基準で判断すればよいか不明である。

【わかりやすい例】

- ・生徒は食生活の大切さを理解し、朝食を摂って登校している。(数値目標化可能)

- ・本校の座学における指導は、児童にあっている。



「座学」という言葉は、保護者や地域の人々にとってわかりにくく、また、どのような指導か把握できない。

【わかりやすい例】

- ・授業参観日において参観した授業は、子どもにもわかりやすく指導されていた。

評価の観点における3つの指標

- ◇ 評価の観点には、大きく分けて、①努力指標に関するもの ②成果指標に関するもの ③満足度指標に関するもの の3種類があります。学校の現状を踏まえて、3つの指標を適切に用いることが大切です。

①努力指標に関するもの

教科指導や生徒指導、学校運営などにおいて、教職員がどの程度取り組んだかを観るものです。児童生徒の努力(取組)ではなく、学校・教職員の努力(取組)であることに留意します。

(例)	具体的取組(計画)	適切な学習課題を課すことによって、生徒の家庭学習を促す。
	評価の観点	教科・学年で話し合っ、計画的に学習課題を課している。

[評価方法：教師アンケート調査]

(例)	具体的取組(計画)	ボランティア活動を推奨する。
	評価の観点	各学期に1回、ボランティア活動を企画し、実施した。

[評価方法：実施の状況]

②成果指標に関するもの

教育活動や学校運営などの実践の結果として、児童生徒や学校組織にどの程度の変化や変容が表れたかを観るものです。成果指標は、数値目標化が比較的容易です。

(例)	具体的取組(計画)	適切な学習課題を課すことによって、生徒の家庭学習を促す。
	評価の観点	平日の家庭学習時間が平均2時間以上確保されている。

[評価方法：生徒の家庭学習時間調査]

(例)	具体的取組(計画)	ボランティア活動を推奨する。
	評価の観点	生徒がボランティア活動に積極的に参加している。

[評価方法：ボランティア活動参加者数]

③満足度指標に関するもの

教育活動や学校運営などを実践し、成果として出たものに対して、児童生徒や保護者、教職員等がどの程度の満足を得ているかを観るものです。

(例)	具体的取組(計画)	適切な学習課題を課すことによって、生徒の家庭学習を促す。
	評価の観点	子どもの学習意欲が高まり、指導に満足している。

[評価方法：保護者アンケート調査]

(例)	具体的取組(計画)	ボランティア活動を推奨する。
	評価の観点	ボランティア活動に参加した生徒が、ボランティアの意義を理解し、満足感や達成感を得ている。

[評価方法：生徒アンケート調査]

- ◇ 一つの取組に対する評価の観点として、当該年度は、努力指標、成果指標、満足度指標のうちどの面から評価するのが適切か、学校の現状や目標を考慮した上で決定し、教職員の共通理解を図るようにします。
- ◇ 一つの取組について、複数の指標を用いて、教職員のとらえ方と児童生徒や保護者等のとらえ方を比較してみるのも有効な方法です。

(3)「達成基準」の設定

- ◇ 評価の観点に基づいて評価する際の尺度として、「実現状況の達成度判断基準」(以下「達成基準」という)を設定します。
- ◇ 達成基準とは、例えば、A～Dの4段階評価とする場合、取組の程度がA～Dのいずれの段階にあるかを判断する基準となるものです。観点ごとに作成することが必要です。
- ◇ 達成基準を適切に設定するには、学校の現状を把握した上で、どの程度の取組に対してどの程度の成果が期待できるのかを考えます。ある程度努力すれば達成できる段階、学校の組織を挙げて取り組めば十分達成可能な段階を、A～Dの4段階評価なら「B」の段階に、5段階評価なら「3」の段階に設定します。
- ◇ 達成基準を3段階または5段階にすると、中間の段階に評価が集まり、評価が見えにくくなる傾向があるので、基準は4段階に設定することが望ましいと言えます。(数値目標化できるものについては、5段階でもかまいません。)

- ◇ できるだけ具体的で明確な達成基準を作成しておくこと、評価を行う際、評価者間での差が小さくなり、評価の信頼性が高まります。また、このことが評価結果を改善に結びつけるための近道となります。

《 達成基準の例 》

○努力指標で評価する場合の例

評価の観点	学習指導に関する研修や情報交換会に積極的に参加している。
達成基準	年間を通して A：4回以上参加した。 B：2～3回参加した。 C：1回参加した。 D：1回も参加しなかった。

評価の観点	挨拶や言葉遣い、マナーについて、きちんと指導している。
達成基準	A：問題の有無にかかわらず積極的に指導している。 B：問題があれば必ず指導している。 C：ときどき指導する程度である。 D：ほとんど指導していない。

○成果指標で評価する場合の例

評価の観点	平日の家庭学習時間を、1年生は1時間以上、2年生は2時間以上確保している。
達成基準	学習時間を確保できている生徒が 5：80%以上である。 4：70%以上である。 3：60%以上である。 2：50%以上である。 1：50%未満である。

評価の観点	時間を守る姿勢が身に付き、遅刻者が減少している。
達成基準	前年度に比べ遅刻者数が A：30%減少した。 B：20%減少した。 C：10%減少した。 D：ほとんど変わっていない。

○満足度指標で評価する場合の例

評価の観点	授業は工夫され、学習意欲のわくものである。
達成基準	A：どの授業も工夫され、学習意欲のわくものである。 B：だいたい工夫され、学習意欲のわく授業である。 C：工夫され、学習意欲のわく授業が少ない。 D：工夫され、学習意欲のわく授業はほとんどない。

評価の観点	ホームページを通じて、保護者が学校の教育活動を理解している。
達成基準	ホームページの情報により A：学校の教育活動が非常によくわかる。 B：学校の教育活動がある程度はわかる。 C：学校の教育活動があまりわからない。 D：内容がわかりにくく学校理解に役立たない。

(4) 「判定基準」の設定

- ◇ 評価の観点・達成基準を作成すると同時に、評価の集計結果から具体的取組を評価する判定基準（以下「判定基準」という）も設定しておきます。
- ◇ 判定基準は、学校の現状や規模等を考慮し、取組ごとに設定します。
例えばある評価の項目で、A～Dの4段階評価とした場合、次のような判定基準を設定することが考えられます。

例1	評価者がAまたはBと判断した割合が60%未満の場合、改善策を検討する。
例2	「A：4点、B：3点、C：2点、D：1点」とし、自己評価者すべてが4点をつけた場合を満点とし、集計結果がその7割5分未満なら改善策を検討する。 (仮に25人いれば、満点は100点となり、75点未満ならば改善策を検討)
例3	(教職員の数が少人数であるので) 1人でもCまたはDをつけた場合、改善策を検討する。

3 評価に必要な情報・資料の収集

(1) 継続的な情報・資料の収集と整理

- ◇ 自己評価の実施に当たっては、客観的な評価を行うための情報・資料を日頃から収集・整理し、教職員間で共有しておくことが重要です。
- ◇ 収集する情報・資料としては、次のようなものが考えられます。
 - ・ 数値でとらえることのできる各種のデータ
 - ・ 重点目標及び具体的方策についての取組状況や成果
 - ・ 目標の達成状況を把握するためのアンケート調査 など
- ◇ 自己評価の対象は、当該年度の重点目標に絞り込むことが大切ですが、一方で、通常業務として行っている活動についても、経年変化等の基礎資料を蓄積し、状況を把握しておくことは必要です。重点目標を重視するあまり、通常業務が停滞することのないよう、日々の学校運営の中で幅広く点検を行い、必要に応じて取組の微調整や改善を図っていきます。

(2) 外部アンケート等の活用

- ◇ 自己評価の信頼性・客観性を確保するためには、児童生徒や保護者、地域の人々を対象とするアンケートによる評価や、保護者との懇談会等を通じて、授業の理解度や保護者・児童生徒がどのような意見や要望を持っているかを把握することが重要です。
- ◇ こうした「外部アンケート等」は、学校の自己評価に必要な情報収集の一環ととらえ、学校関係者評価とは異なることに留意します。
- ◇ 本県では、平成19年度よりすべての県立高等学校において「生徒による授業評価」を実施しています。この「生徒による授業評価」も、「外部アンケート等」の一つとして、学校評価に位置づけます。

外部アンケートを実施する際の留意点

○児童生徒や保護者、地域の人々が的確に判断できるよう、学校の教育方針や教育活動の内容等について、十分な説明や情報提供が必要です。

- ・児童生徒や保護者等に対し、年度当初の入学式、保護者会、学年集会などの機会をとらえ、当該年度の重点目標や具体的方策など学校の教育活動について説明し、理解を得ておきます。
- ・さらに、学校評価の趣旨及び評価の観点についても説明し、学校評価に対する理解を深めるようにすれば、日頃からその観点で学校を観察してもらえ、改善に向けての協力も得やすくなります。
- ・年度当初の説明に加え、運動会や課題研究発表会、授業公開等の学校行事についても、適宜、その目的やねらい、実施状況、結果等について、ホームページや学校だより、学級だより等を通じて情報提供するようにします。
- ・十分な説明、情報提供によって、よくわからないままの回答や無回答をできるだけ減らすことが、結果的に学校評価の信頼性を高めることにつながります。

○アンケートは目的を明確にして実施し、自己評価の資料として活用できるようにします。

- ・内容の充実と事務負担の軽減のため、アンケートは網羅的に行うのではなく、学校として知りたいことに焦点を絞ったものにします。
- ・アンケートの目的・内容によって、どの時期に、どの場面で実施するかを決めます。学校公開日等の行事に合わせて実施することも考えられますし、学期ごとに定期的の実施し、変容を見ていくことも考えられます。
- ・自己評価との関連を図りながら、教職員のとらえ方との違いが見られるように質問項目を設定すると、評価結果の分析に役立ちます。
- ・欠席率や授業時間数などの客観的なデータを提示し、それらについての感想や意見を併せて求めることも可能です。

○質問や回答の仕方についても吟味し、評価が適切に行われるようにします。

- ・回答者に質問内容が明確に伝わるよう問い方を工夫し、専門的な用語は避けて、わかりやすい表現を心がけます。
- ・回答に「普通」「どちらでもない」等の基準を設けて3段階または5段階にすると、心理的に中間の段階に流れ、評価が見えにくくなる傾向があるので、基準は4段階に設定することが望ましいと言えます。
- ・評価のぶれや無回答を防ぐため、項目によっては、4段階の基準以外に「よくわからない」「判断できない」などの基準を設けることも考えられます。

○匿名性が保たれるよう十分に配慮しながら、回答者の率直な意見や考えが得られるよう工夫します。

- ・アンケートは原則として無記名方式とし、回答者が特定されないようにします。学校改善のために、特に記名の上で意見を詳しく聞く必要がある場合などは、回答は学校改善以外には用いないことを明記しておきます。
- ・調査票の配付や回収においては封筒を利用するなど、記述内容が分からないようにする工夫も必要です。
- ・学校への思いや願いが記入できる「自由記述欄」を設けておくと、率直な意見を聞くことができます。

《 外部アンケートの例 》

いずれも、 A : よくあてはまる (そう思う)
 B : ややあてはまる (どちらかといえばそう思う)
 C : あまりあてはまらない (どちらかといえばそう思わない)
 D : 全くあてはまらない (そう思わない)
 の4段階評価を想定したものです。

(例1) 児童用アンケート

	質 問 項 目	評価
1	学校は楽しい。	
2	授業はわかりやすい。	
3	授業では自分の考えを進んで発表している。	
4	先生は、できるようになったことやがんばったことを認めてくれる。	
5	先生は、悩みや相談を真剣に聞いて解決しようとしてくれる。	
6	先生や友だちにあいさつをよくしている。	
7	係や当番の仕事はまじめにしている。	

(例2) 生徒用アンケート

	質 問 項 目	評価
1	学校生活は楽しく、満足している。	
2	授業はわかりやすい。	
3	習熟度別授業や少人数授業は効果的である。	
4	先生方は、いつでも質問に対応してくれる。	
5	一人一人に対応したきめ細かな進路指導が行われている。	
6	進路に関する情報が十分に提供されている。	
7	体育祭や文化祭などの行事には、積極的に取り組んだ。	

(例3) 保護者用アンケート

	質 問 項 目	評価
1	学校は教育目標や教育方針を伝えている。	
2	学校だよりやホームページにより、学校の様子がよくわかる。	
3	子どもは安心して楽しい学校生活を送っている。	
4	学校は事故防止に配慮し、子どもの安全確保に努めている。	
5	教員は授業方法の改善に努め、わかりやすい授業を行っている。	
6	学習の評価方法について、子ども・保護者に十分な説明がなされている。	
7	子どもは 運動会や遠足などの行事を楽しみにし、積極的に参加している。	

4 自己評価結果の分析と改善

(1) 自己評価結果の分析

- ◇ 自己評価を実施した後は、目標の達成状況について分析し、成果や課題を洗い出します。分析に当たっては、一つの項目（観点）の評価結果だけで判断するのではなく、他の項目（観点）の評価結果との関連性を吟味し、外部アンケート等や各種のデータも活用して、客観的かつ総合的に判断することが大切です。
- ◇ 評価結果の数値化やグラフ化は有効な手法ですが、その際、あまりに細かな数値の差異にこだわるよりも、全体的な傾向を把握するようにします。また、数値によって定量的に示すことができないものにも焦点をあてることで分析を深め、今後の目標設定や取組の改善に反映させていきます。

分析の着眼点

○評価の高い項目（観点）

- ・まず、評価結果があまりに高かった場合は、当初設定した評価の観点や達成基準、判定基準等が適切であったかどうかを検討する必要があります。（評価結果があまりに低かった場合も同様です。）
- ・その上で、評価の高い観点については、その取組が成功し、目標が達成されたと言えるので、次年度は目標から外す（通常業務に移す）ことが考えられますが、良い点をさらに伸ばし、学校の特色に結びつけるために、もう一段レベルを上げた取組を計画するという方法もあります。

○評価の低い項目（観点）

目標が達成されなかった要因・背景について、次のような視点から分析し、課題を明らかにします。

- ・児童生徒の実態や学校の実状に照らして、妥当な取組であったか。
- ・実施計画が十分に練り上げられ、それに対する教職員の共通理解も図られていたか。
- ・児童生徒、保護者等には、事前の周知や説明が十分になされていたか。
- ・目標の達成に向けて、学校の組織を挙げて一丸となって取り組んでいたか。

○教職員の評価と外部アンケート等の評価に大きな差のある項目（観点）

評価のずれが生じた要因・背景について、次のような視点から分析し、課題を明らかにします。

- ・児童生徒や保護者等には、説明や情報提供が十分になされていたか。
- ・教職員が重視していること、求めていることと、児童生徒や保護者等が重視していること、求めていることが一致しているか。
- ・教職員の評価が甘くなっている傾向はないか。

(2) 改善策の検討

- ◇ 評価結果の分析から洗い出された成果や課題に対して、改善策・向上策を検討し、すぐにでも改善できるものについては、迅速に対応します。
- ◇ 次年度に向けては、新たな目標や具体的実施計画を設定するのか、継続してその活動に取り組むのかについて検討します。

- ◇ 継続してその活動に取り組む場合も、次年度の評価の観点を変える（例えば、教職員の取組がある程度定着した段階で、努力指標だったものを成果指標や満足度指標に移す）ことで、より質の高い教育活動、学校運営を目指すことができます。
- ◇ 目標の設定と同様、改善策の検討においても、校長のリーダーシップの下で、学校評価委員会と各校務分掌等が連携して進め、職員会議等で学校全体の理解を深めるようにします。

5 学校関係者評価の実施

（１）学校関係者評価の趣旨

- ◇ 学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域の人々など、学校にかかわりのある方によって構成された学校関係者評価委員会が、学校が行った自己評価の結果について評価することを基本としています。
- ◇ 学校関係者評価の目的は、自己評価とは別の項目（観点）を設けて、網羅的な評価や専門的な評価を行うことではなく、自己評価の結果や今後の改善策等について、関係者の視点から検討することによって、自己評価の客観性・透明性を高め、学校に新たな気づきをもたらすことにあります。
- ◇ また、学校関係者評価を行うために、評価委員は学校に足を運び、教育活動を観察したり、教職員と意見交換をしたりします。こうした活動を通して、学校・家庭・地域が共通理解を深め、連携協力して学校改善に当たることも期待されます。
- ◇ 学校関係者評価には、このような主体的・能動的な評価活動が含まれていることから、外部アンケートの実施や懇談会での意見・要望の把握のみで、学校関係者評価を実施したとみなすことは適当ではありません。

（２）学校関係者評価委員会

- ◇ 学校は、保護者、学校評議員、地域の人々など、学校にかかわりのある方を評価者とする学校関係者評価委員会を組織します。
- ◇ その際、既存の組織を活用することも考えられますが、学校と最も密接なかかわりを有するのは保護者であり、保護者が学校評価とそれを通じた学校改善に参画することが重要です。このことから、在籍する児童生徒の保護者を必ず評価委員に選ぶようにします。
- ◇ 保護者の他には、例えば、学校評議員、地域の人々や地元企業の関係者、子どもの健全育成・安全確保の観点から青少年育成関係団体や警察の関係者等を加えることが考えられます。児童生徒の実態をよく知っている方や、学校に関心を持っている方の参加を促し、学校の理解者・協力者となっていただくよう依頼します。
- ◇ また、接続する他段階の学校教職員を評価委員に加える（例えば、中学校の学校関係者評価の評価者として、小学校や高等学校の教職員を加える）ことも考えられます。
- ◇ さらに、大学等の研究者を評価委員に加え、より専門的な助言を受けることも考えられます。（「県立学校における学校経営及び学校評価に係る実施要項」においては、「必要に応じて、大学教員等の当該学校と直接関係を有しない有識者を加えることができる。」としています。）

- ◇ 委員の人数は、学校の規模や状況、地域の状況によって異なります。委員が少ないと、評価の客観性を保てないおそれもあるため、5～10人を目安として構成することが考えられます。
- ◇ 学校関係者評価委員への就任を依頼する際には、あらかじめ予想される職務について説明し、理解を得ておきます。個人情報保護や守秘義務についても説明しておくことが必要です。

(3) 学校関係者評価の実施

学校関係者評価に向けた活動

- ◇ 学校関係者評価の実施に先立ち、学校は、学校関係者評価委員会に対して、学校評価の意義や概要、学校関係者評価の位置づけ、今後のスケジュール等について説明するとともに、学校経営計画及び自己評価計画、児童生徒の状況等について十分に説明し、評価委員の理解を得ておきます。
- ◇ さらに学校は、評価委員が必要に応じて学校を訪問し、授業や学校行事の参観、施設・設備の観察や、教職員・児童生徒との対話等を行えるよう、教育活動や学校運営の様子を積極的に公開します。また、学校を理解する上で役立つ資料についても、内容を検討し、積極的に提示するようにします。
- ◇ 学校関係者評価を充実させるためには、実際の教育活動に基づいて、学校関係者評価委員会と学校との間で十分な意見交換を行い、学校の状況について共通理解を深めながら進めていくことが大切です。

学校関係者評価の内容

- ◇ 学校は、学校関係者評価委員会に対して、実施した自己評価の結果及びそれを踏まえた改善策について説明します。その際、必要な資料を根拠として示しながら説明するとわかりやすく、評価の信頼性も高まります。
- ◇ 学校関係者評価委員会は、自己評価の結果及びその結果に至るプロセス等について次のような視点から評価し、改善策の提案をします。

- ・学校の自己評価が適切かどうか。
- ・自己評価の結果を踏まえた今後の改善策が適切かどうか。
- ・学校の重点目標や自己評価の項目（観点）が適切かどうか。
- ・教育活動や学校運営の改善に向けた実際の取組が適切かどうか。

学校関係者評価を踏まえた改善

- ◇ 学校関係者評価委員会がとりまとめた評価（意見）を踏まえ、学校は改めて今後の改善策等について検討し、それを学校関係者評価の結果と併せて報告書に記述します。
- ◇ 自己評価及び学校関係者評価の結果並びに今後の改善策を基に、次年度の重点目標の検討や評価項目（観点）・達成基準等の検討を進め、具体的な取組についても改善を図っていきます。

6 評価結果の公表と報告

(1) 評価結果の公表と説明

- ◇ 学校は、学校評価の結果とそれを踏まえた今後の改善策について、学校だよりやホームページへの掲載などを通じて広く保護者や地域の人々に公表するとともに、PTA総会等の機会を利用して説明を行います。
- ◇ 評価結果の公表・説明は、家庭や地域に対する学校の説明責任を果たすとともに、よりよい学校づくりに向けて相互の連携協力を深めるために行われるものです。保護者や地域の人々が公表された情報を見て学校に共感し、一緒に努力していこうと思えるようなものにすることが望まれます。

公表に当たっての留意点

- ◇ いつ、どのような方法で、だれに公表するのかを明確にし、それによって、公表の仕方や作成する資料の内容も検討します。
- ◇ 学校評価の結果とそれを踏まえた改善策の公表はもちろんのこと、日頃の取組状況等についても、情報を積極的に提供するようにします。
- ◇ 結果の公表や情報提供に際しては、児童生徒や保護者、教職員のプライバシーに十分配慮し、個人が特定できるような内容の記述は避けるようにします。(小規模校においては特に留意することが必要です。)
- ◇ また、学校側の一方的な情報提供にならないよう、保護者や地域の人々の意見・要望を聞く機会も設定し、互いの情報を共有することが大切です。

結果の公表及び情報提供の方法

○学校だよりなど、書面による公表・情報提供

- ・学校だより、学年(学級)だより、各分掌だより、PTAだより等を通じて、児童生徒や保護者に情報を提供することができます。
- ・学校だより等は、校区内の自治会の回覧板を活用したり、児童生徒が分担して配付したりすることで、地域にも届けることができます。地域の人々が集まる公共施設(公民館等)に掲示することも考えられます。

○PTA総会など、説明の場を設定した公表・情報提供

- ・保護者に対しては、PTA総会、学年(学級)懇談会、地区懇談会等での説明が考えられます。
- ・その他、教育ウィークや学校行事を活用して学校を公開し、説明会を開催して意見交換することも考えられます。

○ホームページによる公表・情報提供

- ・児童生徒や保護者、地域の人々を含め、広く一般に情報を公開することができ、一度にたくさんの情報を提供することも可能であるため、情報発信の手段として積極的な活用が望まれます。
- ・ただし、学校のホームページは誰もが比較的容易にアクセスできることから、不特定多数の人に見られることに対する配慮が必要です。
- ・また、ホームページの更新を随時行い、常に新しい情報を提供するよう努める必要があります。

(2) 評価結果の設置者への報告

- ◇ 学校は、自己評価及び学校関係者評価の結果並びにそれらを踏まえた今後の改善策を取りまとめた報告書を設置者に提出します。
- ◇ 設置者は、各学校から提出された報告書に基づき、学校の重点目標や具体的取組の状況、成果と課題等について把握するとともに、学校評価のPDCAサイクルが適切に機能しているかどうかを検証し、学校評価を通じた学校運営の改善が円滑に進むよう、必要な指導助言や支援を行っていきます。
- ◇ この指導助言や支援に当たっては、必要に応じて学校訪問を行ったり、校長や教職員等と意見交換を行ったりすることも考えられます。

資料編

目 次

資料 1	学校評価に関するこれまでの経緯	-----	22
資料 2	学校評価に関する法令・規則	-----	24
資料 3	学校経営及び学校評価に係る実施要項(県立学校)	-----	25
資料 4	学校経営計画書・自己評価計画書(様式1) 学校経営計画に対する最終評価報告書(様式2) を作成する際の留意点	-----	31

資料 1 学校評価に関するこれまでの経緯

○平成10年9月 中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」（抜粋）

学校が地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域が連携協力して教育活動を展開するためには、学校を開かれたものとするとともに、学校の経営責任を明らかにするための取組が必要である。このような観点から、学校の教育目標とそれに基づく具体的教育計画、またその実施状況についての自己評価を、それぞれ、保護者や地域住民に説明することが必要である。

（中略）

各学校においては、教育目標や教育計画等を年度当初に保護者や地域住民に説明するとともに、その達成状況等に関する自己評価を実施し、保護者や地域住民に説明するように努めること。また、自己評価が適切に行われるよう、その方法等について研究を進めること。

○平成12年12月 教育改革国民会議報告「教育を変える17の提案」（抜粋）

◎地域の信頼に応える学校づくりを進める

（中略）

提言

- （1）保護者は学校の様々な情報を知りたがっている。開かれた学校をつくり、説明責任を果たしていくことが必要である。目標、活動状況、成果など、学校の情報を積極的に親や地域に公開し、学校は、親からの日常的な意見にすばやく応え、その結果を伝える。
- （2）各々の学校の特徴を出すという観点から、外部評価を含む学校の評価制度を導入し、評価結果は親や地域と共有し、学校の改善につなげる。通学区域の一層の弾力化を含め、学校選択の幅を広げる。

○平成14年4月施行 小学校設置基準（抄）

※同様の規定を、中学校設置基準等においても整備

（自己評価等）

第2条 小学校は、その教育水準の向上を図り、当該小学校の目的を実現するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

（情報の積極的な提供）

第3条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

【本県】	平成14～16年	学校の評価システムの確立に関する調査研究
	16年10月	「石川県立学校管理規則」の一部改正 「学校経営及び学校評価に係る実施要項」策定
	17年 1月	「学校評価の手引き」発行
	17年 4月	すべての県立学校において、学校評価を実施

○平成17年10月 中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」(抜粋)

- 学校や地方自治体の裁量を拡大し主体性を高めていく場合、それぞれの学校や地方自治体の取組の成果を評価していくことは、教育の質を保証する上でますます重要となる。また、近年の学校教育の質に対する保護者・国民の関心の高まりに応えるためにも、学校評価を充実することが必要となっている。
- 現在、学校評価は、学校が教育活動の自律的・継続的な改善を行うとともに、「開かれた学校」として保護者や地域住民に対し説明責任を果たすことを目的として、自己評価を中心に行われている。また、この評価は、教職員のほか、保護者、地域住民、学校評議員などが参加して行われており、これらの者が情報や課題を共有しながら学校の改善を進めていく上で重要な役割を果たしている。その一方で、各学校における実施内容のばらつきや、評価結果の公表が進んでいないなどの課題も見られる。
- 今後、更に学校評価を充実していくためには、学校・地方自治体の参考に資するよう大綱的な学校評価のガイドラインを策定するとともに、現在、努力義務とされている自己評価の実施とその公表を、現在の実施状況に配慮しつつ、今後全ての学校において行われるよう義務化することが必要である。
- また、自己評価の客観性を高め、教育活動の改善が適切に行われるようにしていくためには、公表された自己評価結果を外部者が評価する方法を基本として、外部評価を充実する必要がある。設置者である市区町村の教育委員会は、各学校の教育活動を評価するとともに、学校に対する支援や条件整備など自らの取組について評価し、どのような対応が必要なかを明らかにしていくことが必要である。国は、評価に関する専門的な助言・支援を行うとともに、第三者機関による全国的な外部評価の仕組みも含め、評価を充実する方策を検討する必要がある。

○平成18年3月 「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」の策定

- 平成19年6月 学校教育法の改正
- 10月 学校教育法施行規則の改正 } 資料2
- ※ この規則の改正に伴い、小学校設置基準等の自己点検・評価及び情報提供に関する規定は削除された。

○平成20年1月 「学校評価ガイドライン」〔改訂〕の策定

- 【本県】平成20年3月 「石川県立学校管理規則」の一部改正 資料2
- 「学校経営及び学校評価に係る実施要項」の改定 資料3
- 7月 「学校評価の手引き」〔改訂〕発行

資料2 学校評価に関する法令・規則

<学校教育法> (平成19年6月改正)

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※ これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校に、それぞれ準用する。

<学校教育法施行規則> (平成19年10月改正)

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※ これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校に、それぞれ準用する。

※ この規則の改正に伴い、小学校設置基準等の自己点検・評価及び情報提供に関する規定は削除された。

<石川県立学校管理規則> (平成20年3月改正)

(学校経営計画)

第11条の5 校長は、その学校の教育水準の向上を図り、学校の目的を実現するため、別に定めるところにより、学校の教育活動その他の学校運営に関する学校経営計画を策定し、公表するものとする。

(自己評価)

第11条の6 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、別に定めるところにより、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

(学校関係者評価)

第11条の7 校長は、別に定めるところにより、前条の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の幼児、児童又は生徒の保護者その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するものとする。

(評価結果の報告)

第11条の8 校長は、前二条の規定により行った評価の結果を、委員会に報告するものとする。

(学校情報の提供)

第11条の9 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

教学第3494号
平成20年3月28日

県立学校長 様

石川県教育委員会教育長
（公印省略）

県立学校における学校経営及び学校評価に係る実施要項について（通知）

標記のことについて、別紙のとおり定めたので、遺漏のないようお願いします。

なお、学校評価を効果的に実施し、学校の教育目標の実現を図るため、下記の事項に留意願います。

記

1 学校経営計画及び自己評価について

当該年度の計画を策定するにあたっては、前年度の最終報告に示した改善方策等を反映させるとともに、重点目標の達成に向け、学校全体が組織的に取り組むことができるものとする。

2 学校関係者評価について

学校関係者評価が適切に実施できるよう、別添資料を参考にして、校内での準備体制を整えることとする。

3 計画及び評価結果の公表・報告について

(1) 計画について

別添様式1により作成し、当該年度の4月末日までに、各学校のWebページ等で公表するとともに、学校指導課長あて提出するものとする。

(2) 評価結果について

別添様式2により作成し、評価を実施した翌年度の4月末日までに、各学校のWebページ等で公表するとともに、学校指導課長あて提出するものとする。

なお、中間評価結果は、中間評価結果をまとめた後、速やかに各学校のWebページ等で公表するものとする。

4 その他

(1) 平成19年度学校評価に対する最終評価報告書について

平成20年度学校経営計画書及び自己評価計画書とともに、学校指導課長あて提出するものとする。なお、書式については、これまでの様式3により作成するものとする。

(2) 別添資料

- ・「学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）」
- ・『学校評価ガイドライン〔改訂〕』

県立学校における学校経営及び学校評価に係る実施要項

1 目的

近年の社会情勢の変化や価値観の多様化等の中で、教育に対する要請も多様化しており、幼児児童生徒一人一人の個性や進路希望等に対応するとともに、確かな学力や豊かな人間性等の生きる力をはぐくむ教育が求められている。

このため、県立学校において、目標管理型学校経営システムを導入し、学校経営計画及びこれと一体化した自己評価計画を策定し、自ら評価を行うことによって、地域や生徒の特質・実態等に即した特色ある学校づくりを進め、教育水準の一層の向上を図り、学校の教育目標の実現を図る。

2 学校経営計画

学校経営計画は、教育の質の向上を図るため、中・長期的な展望に立ち、県立学校の自律的な改革を進めるため策定する。具体的には、以下の点に留意する。

(1) 学校の教育目標

当該学校が目指す生徒像を明示する。

(2) 学校の中・長期的目標

学校の教育目標のうち、実現状況が不十分な教育目標に関する中・長期的目標等を明示する。

(3) 今年度の重点目標

学校の中・長期的目標を段階的に達成するために、今年度特に取り組む事柄を絞り込み、その目標を明示する。

(4) 主要な具体的取組

学校の重点目標ごとに主要な具体的取組と現状を明示する。

3 自己評価

学校は、学校経営計画で明示した主要な具体的取組ごとにその実現状況を検証するために、評価の観点や達成度判断基準、判定基準等を定めた評価計画を策定し、自己評価を行うものとする。具体的には、以下の点に留意する。

(1) 現状の把握

取組内容の現状をできる限り定量的・定性的に把握しておく。

(2) 評価の観点

評価の観点は、具体的取組のどういう面をどのように検証するのかを明らかにし、努力指標、成果指標、満足度指標に留意して作成する。

(3) 実現状況の達成度判断基準

取組の実現状況の達成度を判断する具体的な基準を作成する。評価の観点や実現状況の達成度判断基準には、数値目標に関するものを多く取り入れる。

(4) 評価の判定基準

評価の集計結果から見た観点の判定基準を事前に決定しておく。

(5) 評価の実施時期

適切な軌道修正を図ることができるよう、年度末の最終評価のほかに、主な行事の後や学期末等、随時中間評価も実施する。

(6) 外部アンケート等の活用

自己評価を行うに当たっては、児童生徒、保護者、地域住民から寄せられた具体的な意見や要望、児童生徒による授業評価など、児童生徒・保護者等を対象とするアンケート等の結果を活用する。

4 学校関係者評価

学校は、自己評価の結果を踏まえた当該学校の幼児児童生徒の保護者その他の当該学校の関係者による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行うものとする。具体的には、以下の点に留意する。

(1) 評価者

評価者は、当該学校の幼児児童生徒の保護者を含む、当該学校の運営やその幼児児童生徒の育成にかかわりのある者とする。

なお、必要に応じて、大学教員等の当該学校と直接関係を有しない有識者を加えることができる。

(2) 主体的な評価活動の促進

学校関係者評価を行うための体制を整備するため、学校関係者評価委員会等を組織する。

また、評価活動の一環として、評価者が授業など教育活動等の観察や校長など教職員との意見交換を行う機会を設ける。

5 計画及び評価結果の公表・報告

学校経営及び自己評価に係る計画並びに自己評価及び学校関係者評価に係る結果については、保護者や学校評議員、地域住民等に公表するものとする。また、当該計画及び結果については、別紙様式により、県教育委員会に報告するものとする。

附 則

この実施要項は、平成20年4月1日から施行する。

(様式1)

平成〇〇年度 学校経営計画書及び自己評価計画書

石川県立	学校
学校長	

1 教育目標

- ①
- ②

2 中・長期的目標

(1) 学校の現状

- ①
- ②
-
-

(2) 生徒に関する中・長期的目標

- ①
- ②
-
-

(3) 教職員、学校組織等の望ましい在り方

- ①
- ②
-
-

3 今年度の重点目標

- ①
- ②
-
-

		石川県立			学校		
重点目標	具体的取組	担当	現 状	評 価 の 観 点	実 現 状 況 の 達 成 度 判 断 基 準	判 定 基 準	備 考
1	①			【〇〇指標】	A B C D		
	②			【〇〇指標】	A B C D		
	③			【〇〇指標】	A B C D		
2	①			【〇〇指標】	A B C D		
	②			【〇〇指標】	A B C D		
	③			【〇〇指標】	A B C D		

平成〇〇年度 学校経営計画に対する最終評価報告書

石川県立〇〇〇〇〇〇学校

重点目標	具体的取組	実現状況の達成度判断基準	集計結果	分析(成果と課題)及び次年度の扱い(改善策等)
1	①	A B C D		
	②	A B C		
		C D		
		A B C D		
学校関係者評価委員会の評価				
学校関係者評価委員会の評価結果を踏まえた今後の改善方策				
2	①	A B C		
		C D		
学校関係者評価委員会の評価				
学校関係者評価委員会の評価結果を踏まえた今後の改善方策				
3	①	A		

(様式 1)

平成〇〇年度 学校経営計画書及び自己評価計画書

保護者や地域の人々にもわかりやすい、簡潔・明瞭な表現を心がける。

石川県立	〇〇〇〇	学校
学校長	〇〇	〇〇

1 教育目標

- ①
- ②

・ 目指す生徒像を明示する。
・ 「生きる力」の3要素（知徳体）を踏まえた、バランスの取れた目標とする。

2 中・長期的目標

(1) 学校の現状

- ①
- ②
- ・
- ・

・ 教育目標に照らしてみたい学校の現状を記載する。
・ 生徒の現状、地域や保護者の現状・要望、現在の取組、取組に対する成果と課題を盛り込む。
・ これまでの学校評価の結果も踏まえ、できるだけ現状を客観的に把握する。（可能であれば数値を示す）

(2) 生徒に関する中・長期的目標

- ①
- ②
- ・
- ・

・ (1)の学校の現状を踏まえて、生徒に関する中・長期的な目標を整理する。
・ 抽象的な理念よりも、中・長期に取り組むべき具体的な到達目標を掲げる。

(3) 教職員、学校組織等の望ましい在り方

- ①
- ②
- ・
- ・

・ (1)の学校の現状を踏まえて、教育目標を具現化するために必要な、教職員や学校組織、学校経営の望ましい在り方を整理する。
・ 保護者や地域社会との連携の在り方も視野に入れるとよい。

3 今年度の重点目標

- ①
- ②
- ・
- ・

・ 中・長期的目標を段階的に達成するために、今年度特に取り組む事柄（重点業務）を絞り込み、その目標を明示する。
・ 重点業務は、前年度の最終評価結果を踏まえて精選する。（喫緊の課題については優先的に取り組む）

重点目標		具体的取組	主担当	現 状	評 価 の 観 点	実 現 状 況 の 達 成 度 判 断 基 準	判 定 基 準	石川県立 〇〇〇〇 学校	備 考
1	①	<p>○具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各重点目標ごとに、主要な具体的取組を複数示す。 ・取組が明確化・具体化されていなければならないほど、それに対する評価も明確になる。 		<p>【〇〇指標】</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>D</p>	<p>○達成度判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状値を踏まえ、A～Dの幅を適切に設定する。 			
	②			<p>【〇〇指標】</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>D</p>				
	③		<p>○主担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一つの重点目標に対し、学校が組織を挙げて取り組んでいる（複数の分掌が何らかの形で関わっている）ことがわかるようにする。 		<p>○判定基準</p> <p>すべての項目に対して同じ基準である必要はない。</p>				
2	①	<p>○現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その取組の必要性や妥当性を判断するには、現状の客観的な把握が不可欠である。 ・数値化できる項目については、前年度の評価結果や各種のデータから把握できる現状を数値として挙げておく。 		<p>【〇〇指標】</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>D</p>				
	②			<p>【〇〇指標】</p> <p>○評価の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3つの指標の違いに留意する。 ・学校の現状を踏まえ、3つの指標を適切に用いる。（バランスにも配慮する） 					<p>○備考</p> <p>実施時期だけでなく、評価者や評価方法について明記する。</p>
	③								

資料 4-2

学校経営計画に対する最終評価報告書（様式2）を作成する際の留意点

（様式2）

平成〇〇年度 学校経営計画に対する最終評価報告書

石川県立〇〇〇〇学校

重点目標	具体的取組	実現状況の達成度判断基準	集計結果	分析（成果と課題）及び次年度の扱い（改善策等）
1	<p>○重点目標・具体的取組・達成度判断基準</p> <p>・自己評価計画より転記する。</p>		<p>○集計結果</p> <p>・A～D（5～1）のどの段階にあるかだけでなく、集計の数値等もできるだけ示すようにする。</p>	
	②			
		C		
		D		
	学校関係者評価委員会の評価			
	学校関係者評価委員会の評価結果を踏まえた今後の改善方策			
2	①	A B C		
		C		
		D		
	学校関係者評価委員会の評価			
	学校関係者評価委員会の評価結果を踏まえた今後の改善方策			
3	①	A		

○分析及び次年度の扱い

- 集計結果を詳細に示すだけでなく、そうした結果となった要因や背景について分析し、成果や課題を洗い出す。
- 次年度は通常業務に移すのか、継続して重点的に取り組むのかを検討する。継続して取り組む場合は改善策や向上策を具体的に記す。

○学校関係者評価委員会の評価

- 自己評価の結果やその結果に至るプロセス、今後の改善策等についての意見を重点目標ごとにまとめ、文章で記述する。（簡条書きにするなどの工夫をする）
- 各重点目標に関する他の、学校運営全般について意見をいただいた場合は、別途欄を設けて記載してもよい。

○学校関係者評価を踏まえた今後の改善方策

- 学校関係者評価委員会の評価（意見）に、学校としてどう対応していくかを検討し、次年度に向けた改善策として記述する。

情報コーナー

○文部科学省ホームページ

「学校評価について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm

○文部科学省「学校評価ガイドライン」〔改訂〕

○石川県教育委員会事務局学校指導課ホームページ

「県立学校における学校評価」

<http://www.pref.ishikawa.jp/kyoiku/gakkou/keihyou/evaplan.html>

「義務教育諸学校における学校評価」

<http://www.pref.ishikawa.jp/kyoiku/gakkou/gimu-hyouka/index.html>

学校評価の手引き [改訂]

—家庭・地域とともによりよい学校づくりを目指して—

平成20年7月発行

石川県教育委員会事務局学校指導課

〒920-8575 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

TEL 076-225-1826

e-mail gakusi@pref.ishikawa.lg.jp
